

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は下記のとおりです。

・当社は、「経営理念」及び「会社方針」の実現を通じて、社会に貢献し、社会から必要とされる存在であり続けるため、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行い、企業価値向上へ繋がる最適なコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むものとする。

・当社は、当社の長期的な企業価値の向上のために、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、透明性を高め適切な情報開示と説明責任を果たすことにより、経営判断の合理性・客観性を保ち、当社の株主を含めた全てのステークホルダーの期待に応えていくものとする。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4 議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳】

当社は、現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えておりますが、今後外国人株主比率等の推移も踏まえ、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作り及び招集通知の英訳につきまして検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 10 - 1 独立取締役による指名・報酬委員会の検討】

当社は経営陣幹部・取締役の指名においては的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点から人物・経歴等を総合的に考慮しております。取締役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、個々の実績を公正に判断し、取締役会において定めた取締役の報酬算定の具体的な基準を基に代表取締役及び取締役社長が検討したうえで決定しているため、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社はいわゆる政策保有株式として上場株式を保有しておりません。今後も保有する方針はなく、原則として政策保有株式に依存しない経営を行います。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は「関連当事者取引管理規程」に基づき、新たに取引を行う前に取引相手が当社役員等の関連当事者に該当しないかどうかチェックを行っております。そのうえで、関連当事者との取引を行う場合は、取引条件及びその決定方法の妥当性について、独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議した上で意思決定を行っております。

また事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引が行われているかどうかについて、監査等委員会による監査を行うなどの健全性及び適正性確保の仕組みを整備しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、東証や当社ウェブサイトを用い、適切に開示を行っております。

適時開示以外にも積極的に任意開示も行っております。

● 経営理念および会社方針

経営理念

「感謝」「感動」「共感」

私達は、人と地球の健康に貢献し続けます。

私達は、お客様から信頼され、感動を提供し続けます。

私達は、明るく元気で、あたたかい会社づくりに挑戦し続けます。

私達は、適正な利益の確保、健全な経営を維持し続けます。

私達は、「ありがとう」を合言葉に、互いを認め、成長し続けます。

会社方針

「私達は、先進的なテクノロジーを活用し、国民の健康レベル向上に貢献する、世の中に無くてはならない企業になります。私達は、仕事を通じて幸せになれる企業を目指します。」

< 解説 >

私達は電子カルテやレセコンと言った医療事務ソリューションベンダーから、「医療」「介護」、すなわち、国民の健康に寄与するソリューション提供に一枚岩となってチャレンジします。

さらに私達は唯一無二の企業を目指し、我々自身も心身共に健康であり、自己実現出来る企業を目指して参ります。

● 当社の経営戦略および経営計画につきましては当社ウェブサイトにて中期経営計画を開示しております。

<https://emsystems.co.jp/image/info/ir/irnews/2018/20180508-02.pdf>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本方針を下記のとおりとしています。

・当社は、「経営理念」及び「会社方針」の実現を通じて、社会に貢献し、社会から必要とされる存在であり続けるため、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行い、企業価値向上へ繋がる最適なコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むものとする。

・当社は、当社の長期的な企業価値の向上のために、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、透明性を高め適切な情報開示と説明責任を果たすことにより、経営判断の合理性・客観性を保ち、当社の株主を含めた全てのステークホルダーの期待に応えていくものとする。

また、その他の内部統制に関する基本方針は、当社有価証券報告書にて「コーポレートガバナンスの状況等」として開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬は会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法につきましては当社有価証券報告書にて記載しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社の取締役候補の選任・指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より人物・経歴等を総合的に検討しています。

選任・指名に当たっての手続きとしては、代表取締役及び取締役社長が上記方針に従い慎重に検討したうえで取締役会に上程し、取締役会ではそれを踏まえて経営陣幹部及び取締役候補者の個々の内容を検討した上で決議しております。

また、個々の選任・指名についての説明は、当社ウェブサイト(<https://emsystems.co.jp/information/meeting.html>)に掲載している株主総会招集通知に記載しているほか、新任候補者に関しては決定後すみやかに開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示】

当社取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」にて定められた重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、「職務権限規程」により取締役が執行できる範囲を定め、業務執行に機動性と柔軟性を持たせております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、高い独立性を有することは勿論ながら、当社の事業に関連した、医療業界もしくは情報技術事業の見識を有し、企業経営に関する豊富な知識と経験を有した人物が、独立社外取締役として適任であると考えております。現在、当社の独立性判断基準(原則4 - 9参照)に該当する独立社外取締役を2名を選任しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たす点において不足はないと捉えております。しかし、更なるコーポレートガバナンス体制の強化のため、今後、上記の観点並びに当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するような資質を備えた候補者が確保できれば、積極的に独立社外取締役に選任いたします。

【原則4 - 9 社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社における社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (4) 最近1年間に於いて、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1から3までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)(注)の二親等内の親族
 1. (1)から(4)までに掲げる者
 2. 当社の子会社の業務執行者(監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む)
 3. 最近1年間に於いて、2または当社の業務執行者(監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む)に該当していた者

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高または総収入の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役の選任方針等の開示】

取締役会の機能を最も効果的かつ効率的に発揮するとともに、取締役会の活性化を図る観点から、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を12名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内と定め、当社の業務に精通した社内取締役と社外における豊富な経験と知見を有する社外取締役を組み合わせ、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成します。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役のほか上場会社の役員兼任状況の開示】

社外取締役をはじめ、当社取締役の兼務状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しております。なお、社外取締役の当社取締役会における出席状況等についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性分析・評価の実施と開示】

当社取締役会は、取締役会の機能向上を目的とし、毎年、各取締役及び監査役(今後は監査等委員)に対して、取締役会の構成や運営等に関する意見を確認する等して、取締役会全体の実効性等について分析・評価を行うこととしております。

2017年度は、全取締役及び監査役に対し、取締役会の構成、運営、機能発揮の状況、株主・投資家等との関係等に関するアンケート調査を実施いたしました。その取りまとめ結果を踏まえ、2018年6月開催の取締役会において、取締役会全体の実効性等についての分析・評価を実施いたしました。

この中で、当社取締役会は、活発な議論・検討、迅速な意思決定を行うにあたり、適切な人数かつ有益な知見や経験を持つ取締役で構成されて

いることや、株主等に対し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のための企業戦略等の方向性を示し、適切な情報提供や建設的な対話等を行っていること等から、実効性が十分に確保されていると評価しました。

また、昨年に比べ、経営陣の報酬について持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを行うことや、取締役会について審議に必要な十分な情報提供、主要課題を理解した上での積極的な審議への参画等、概ね改善・向上していることを確認しました。

当社は企業価値向上を目指した経営をさらに推進すべく、今回の取締役会の実効性評価結果並びに各取締役及び監査役から提示された多様な意見を踏まえて、改善や検討を重ねながら継続的に取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング方針の開示】

当社は、取締役に当社費用での社外研修受講の推奨や、外部講師を招いた研修を実施するなど、役員のトレーニングについては積極的に支援する方針であります。また、会議における資料等媒体を通じて適時に必要な情報を提供するように努めております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針を下記のとおり定めております。

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を重んじるものとする。把握した意見・主張を真摯に検討し、必要に応じて適切に経営に反映させるための体制を以下のとおりとする。

(1) 株主との対話促進について統括し、建設的な対話ができるよう管理本部長(7月以降は経営企画本部長)をIR担当役員(執行役員含む)に指定する。

(2) 上記IR担当役員を中心とし、経営企画、総務、経理、営業統括部門等関係部門にて協力し、株主との対話を促進するために用いる情報の整理や資料の作成などを、行うものとする。

(3) 個別面談以外にも、事業報告会や決算説明会などによる対話、電話やウェブサイトでの問合せ時の対話、社外リソースを活用した企業レポートの配信など、IR活動の充実を図るものとする。

(4) 対話において把握した株主の意見・懸念はIR担当役員より経営陣に発信のうえ共有し、独立・客観的な視点から明らかとなった課題については、その解決策を適宜取締役会にて検討するものとする。

(5) 経営陣幹部および取締役は、未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)が外部へ漏洩するのを防ぐため、取締役社長および情報管理責任者と連携を図り、情報管理を徹底する。

(6) 当社は、必要に応じて株主名簿とその統計表等を用いて自らの株主構成の把握に努めるものとする。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社コッコウ	12,354,600	33.99
株式会社メディアパルホールディングス	3,531,600	9.71
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,924,468	5.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,007,500	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	991,200	2.72
エプソン販売株式会社	979,600	2.69
國光 宏昌	960,200	2.64
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	859,552	2.36
株式会社イーエムシステムズ	747,206	2.05
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB FOR HEALTHINVEST MICROCAP FUND	614,400	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新2 名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今泉英壽	他の会社の出身者											
松田繁三	弁護士											
中尾清光	他の会社の出身者				○							

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今泉英壽		○	――	長年にわたり製薬業界における豊富な知識と経験、高い見識を有していることから、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督ができると考え、社外取締役として適任と判断し招聘しております。 なお、当社の親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者ではありません。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

松田繁三	○	○	——	長年にわたり弁護士として培った豊富な経験及び幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映することにより、当社のコーポレートガバナンス機能がさらに強化できると考え、監査等委員である社外取締役として適任と判断し招聘しております。同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、当社の親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者ではありません。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
中尾清光	○		——	平成18年6月から平成23年6月までの5年間当社社外監査役を経験し、かつ企業経営及び人材育成において豊富な経験と高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として適任と判断し招聘しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	更新
--------------------------------	----

取締役会は、監査等委員会が配置を求めた場合は、協議のうえ監査等委員会の業務補助のための使用人を配置することとします。なお、その期間中は指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されるものとしており、その使用人の人事配置や人事考課等については、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行います。また、内部監査室との間で事業ごとの内部監査計画について協議を行うとともに、内部監査報告書を閲覧して協議並びに意見交換を行い、常に連携を図ります。

当社は、監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

譲渡制限付株式報酬制度の導入

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記を付与対象者としている理由は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高める為であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書並びに事業報告につき取締役の報酬総額を開示しております。また、社外取締役ににつきましては、その総額を内数として開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、平成30年6月19日開催の第35期定時株主総会において月額30百万円以内、また譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額58百万円(年48,000株以内)と決議しております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)個々の報酬につきましては取締役会において取締役の報酬算定の具体的基準を定め、これに従って決定することにより透明性の確保を図っております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成30年6月19日開催の第35期定時株主総会において月額2百万円以内、また譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額2百万円(年2,000株以内)と決議しております。なお、監査等委員である取締役個々の報酬につきましては株主総会の決議を得た範囲内で監査等委員である取締役の協議によって定めております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社は、取締役会においては、社外取締役に對して事前に資料を配布するとともに、取締役その他の使用人に事業の報告を求める時間を設けております。また、情報の収集にあたっては、稟議書等の重要な文書の閲覧が随時可能となっております。

さらに、監査等委員会が配置を求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフをおくこととします。そのために、内部監査室員を補助すべき使用人として指示しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会について

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化するため、本年6月から監査等委員会設置会社へ移行しました。

当社は、法定事項及び社内規程において定める取締役会の決議が必要な事項、その他業務執行に関する重要事項を意思決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督するため、定時取締役会を月1回開催しております。また、取締役会の開催が必要な事項が発生したときには、必要に応じて都度臨時取締役会を開催しております。

社外取締役にについて

当社は、取締役会における意思決定において、業務執行から独立した積極的な提言や示唆を実施でき、中立的、客観的な立場からの意見を反映させるため、豊富な経験と高い見識を有し、当社の大株主企業及び主要な取引先の出身者ではない者を社外取締役(監査等委員を含む)として3名選任しております。

社外取締役は取締役会に常に出席し、適宜必要な意見表明を行っております。

監査等委員である取締役にについて

監査等委員会の構成については、常勤取締役を1名、非常勤取締役を2名(うち社外取締役2名)としております。

監査等委員である取締役は取締役会へ出席するとともに、その他の重要な会議及び委員会に出席し適宜意見を表明するなど、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めます。また、定例監査等委員会を月1回開催します。

監査等委員である社外取締役にについて

当社は、中立的、客観的な意見を取締役会決議に反映させることで適切にリスクテイクを後押しし、当社の中長期的な成長をサポートできる人物が望ましいことから、豊富な経験と高い見識を有し、当社の大株主企業及び主要な取引先の出身者ではない者を監査等委員である社外取締役に

して2名選任しております。

執行役員について

当社は、経営環境と業界基準の変化に迅速に対応することを目的として執行役員制度を設けております。さらに業務執行状況の確認並びに経営戦略の立案、審議を行うため、各組織の執行責任者が出席する会議を月1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役による適正な経営管理を確保しつつ、監査等委員会が取締役会と協働して当社の監督機能の一翼を担い、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを目的として監査等委員会制度を採用しております。

また、執行役員を任命し、取締役会の意思決定に対して適切な経営管理と効率的な業務執行の両立を図れる体制としております。

さらに、取締役会、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人において連携を持ちながら、業務の意思決定とリスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を図るため、上述の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、これまで招集通知に正確かつ確実な情報を記載することに重きを置き、招集通知の発送を法定通りの株主総会開催日の2週間前としておりましたが、株主総会は株主の皆様との建設的な対話のための重要な場であることを踏まえ、2016年度より招集通知早期発送のための体制を整え、株主総会開催日の2週間以上前での発送に取り組み実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、ITツールを取り入れ業務効率化を行うとともに、決算日程に関しては適正な財務報告と、高品質な監査のために十分な時間確保が必要との観点及び決算業務との兼ね合いにより、いわゆる集中日での開催となっておりましたが、株主の皆様との建設的な対話の充実に向け、集中日以前に開催日を設定する方針といたしました。2018年度は昨年同様、集中日の約一週間前に開催日を設定し実現しました。引き続き株主総会開催日の適切な設定に取り組んでまいります。
その他	・定時株主総会の開催場所の決定方針について 当社は第25期定時株主総会(平成20年3月期にかかる定時株主総会)よりその開催場所を、JR新大阪駅より徒歩3分というロケーションの良さを活かし、当社が所有し大阪本社として事務所を構える新大阪ブリックビル3階会議室にて開催しております。従来より同場所は、子会社である株式会社ラソンテが経営する貸会議室の中でも収容人数200人という一番大きな会議室を使用してきましたが、今後ともこの方針を堅持する計画であります。また株主総会終了後、株主に対し事業説明会を行っております。 ・WEB開示について 第30回定時株主総会の招集通知より、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表を法令及び定款に基づくインターネット開示としておりましたが、第35期定時株主総会の招集通知より、新株予約権の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、並びに当社の株主資本等変動計算書についてもインターネット開示と致しました。 ・ウェブサイトへの招集通知の掲載について 第34回定時株主総会時より招集通知を当社ウェブサイトにて発送日前々日に掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、定期的に個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、半期ごとにアナリスト向け説明会を開催しております。また、説明会以外にも個別面談方式での業績説明を四半期ごとに行っており、安定株主の獲得を目指したIR活動を継続的に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、四半期ごとの決算、および業績に影響を及ぼす可能性のある情報は随時、開示しております。 なお、2016年度より決算短信を英訳し、当社ウェブサイトに掲載しております。 https://emsystems.co.jp/information/closing.html ウェブサイト掲載情報 IR関連の年間スケジュール 財務情報 プレスリリース 株価推移情報 当社の決算公告 その他の財務関連公告 URL https://emsystems.co.jp/information/ir.html	

IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR業務につきましては、管理本部長(7月以降は経営企画本部長)を責任者として管理本部(7月以降は経営企画本部)内にIR担当者を配置し対応しております。
------------------	--

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対する迅速な情報開示を重視しており、重要な決定事項、発生事項につきましては、東証及び当社ウェブサイト等を利用し速やかに開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会が決定する業務担当に基づいて法令並びに会社規程に則り業務を執行し、経営環境の変化に対応して経営責任を明確にするため任期を1年としております。なお、取締役の職務の執行にかかる適法性を高めるため、社外取締役を配置しております。

当社は、社内教育等を通じて法令並びに社内ルールの周知徹底を図ることを目的として、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、経営に係るリスクが発生した場合において適時に開催して速やかな対応を図るとともに、これらのリスクによる損失を最小限にとどめるものとしております。

当社は、業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、業務執行部門から独立した取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しております。内部監査室は、法令、定款及び会社規程の遵守状態、職務の執行の手続及び内容の妥当性を定期的に監査し、その結果を取締役社長、被監査部門及び監査等委員会に報告します。

当社は、法令並びに会社規程に違反する行為又は会社に着しい損害を与える恐れのある事実を早期に発見、是正することを目的として内部通報体制を構築しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録や稟議書等の重要な文書並びに電磁的記録について、管理本部長を責任者として会社規程に定められた期間保存しております。なお、取締役は、必要に応じてこれらの文書を常時閲覧することが可能です。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンスの徹底及び内部統制を有効に機能させることを目的として会社規程を制定し、平常時からリスクの低減及び危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、業務執行にかかわる重要事項の意思決定並びに取締役の経営計画に基づいた業務執行状況の監督を適切に行うことを目的として毎月1回以上開催しており、原則として全取締役が出席しております。

当社は、取締役会の意思決定機能並びに業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。さらに毎月1回開催される各組織の執行責任者が出席する会議において業務執行状況の確認並びに経営戦略の立案、審議を行っております。

5. 当社並びに子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、会社規程に基づいて当社への事業内容並びに会計記録の定期的な報告を義務づけており、必要に応じて適正な助言を行っております。

子会社からの重要案件については、当社を含めて事前協議を行うとともに、当社の取締役会、その他の会議において付議又は報告されており、企業グループ全体としての情報共有に努めております。

当社の内部監査室は、定期的に子会社における法令、定款並びに会社規程の遵守状態、職務の執行の手続及び内容の妥当性を監査しており、当社同様、被監査部門に対して問題点の是正又は改善を勧告しております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

取締役会は、監査等委員会が配置を求めた場合は、協議のうえ監査等委員会の業務補助のための使用人を配置することとします。なお、その期間中は指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されるものとしており、その使用人の人事配置や人事考課等については、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合のほか、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、速やかに監査等委員会に報告する体制を整えております。

監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視するため、当社グループの取締役会並びにその他の重要な会議及び委員会に出席し、業務執行にかかる重要な意思決定に臨席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人に説明を求めます。

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行います。また、内部監査室との間で事業ごとの内部監査計画について協議を行うとともに、内部監査報告書を閲覧して協議並びに意見交換を行い、常に連携を図ります。

当社は、監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切の関係を遮断するとともにこれらの活動を助長するような行為を行いません。

また、管理本部を対応統括部署として弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に対してはグループ全体として組織的に毅然とした姿勢で対応してまいります。

その他

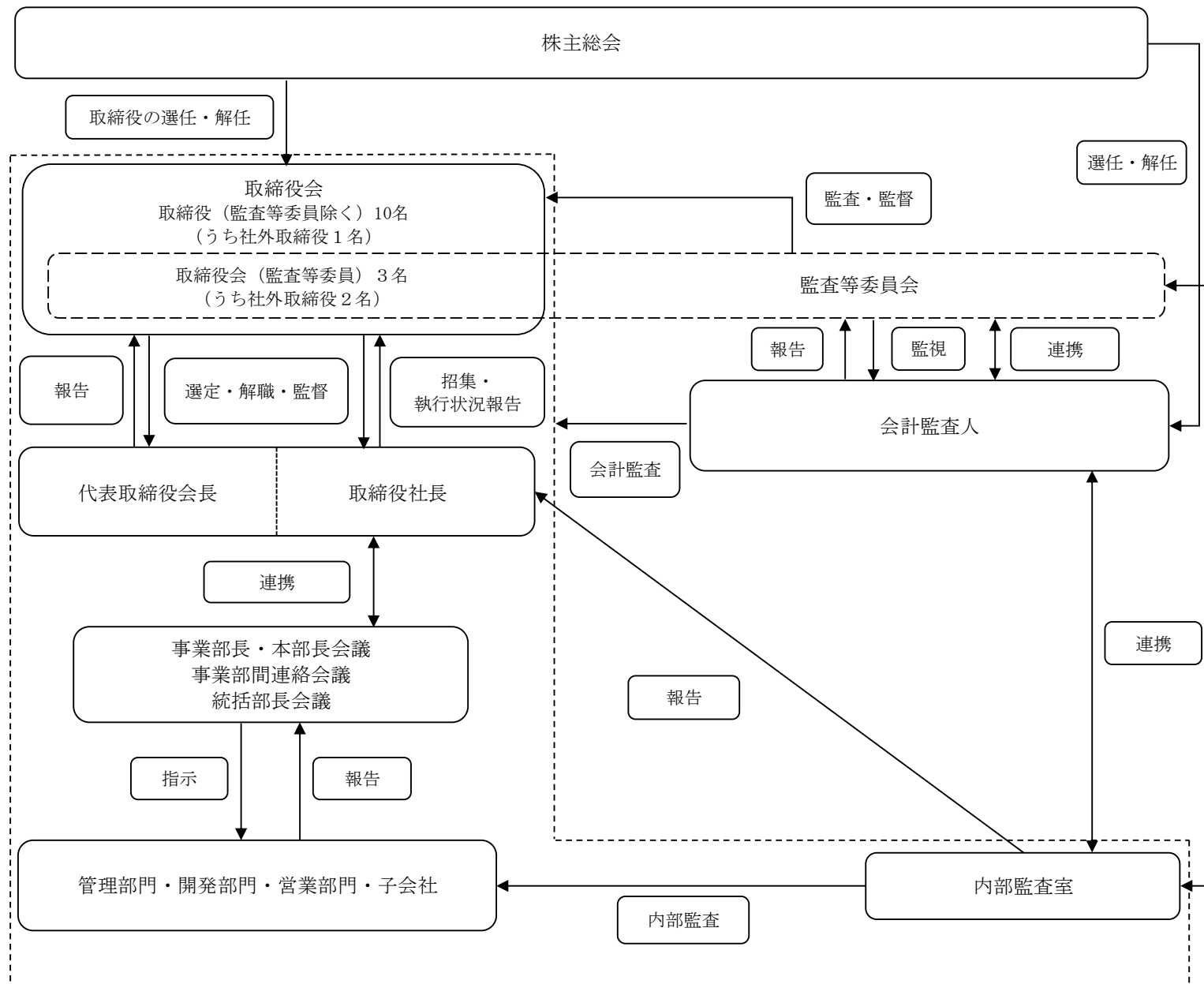
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制

